

総合資源エネルギー調査会 電気料金審査専門委員会 廃炉に係る会計制度検証ワーキンググループ

日時：平成 26 年 12 月 17 日（水曜日）16 時～17 時 00 分

場所：経済産業省本館 17 階 第 1 共用会議室

【出席者】

<委員>

山内座長、秋池委員、辰巳委員、辻山委員、永田委員、松村委員、圓尾委員

<経済産業省>

多田電力・ガス事業部長、村瀬電力・ガス事業部政策課長、山崎電力市場整備課長、畠山原子力政策課長、安永電力・ガス改革推進室調整官、曳野電力・ガス事業部政策課企画官、神崎電力・ガス改革推進室企画官、齊藤原子力政策課課長補佐

【主な意見】

1. 会計制度について

- ・ 昨年この WG で議論を行った制度を導入したことで、廃炉に向けて多大なサポートをしたと考えていた。今回の制度措置の趣旨も廃炉の円滑化ということで、自分のイメージとしては、事業者に対するサポートを与えるという印象。事務局資料には「制度の適用を希望する場合」と記載されているが、このような制度であれば、制度の適用を希望せず、運転を継続する事業者もでてくる。廃炉の円滑化という制度の趣旨を踏まえれば、今回の制度措置を導入するかわりに、全ての原発をこの制度を適用し、40 年で廃炉させることとすることはできないのかと思う。
 - ・ 今回の制度の導入によって需要家の負担が大きくなるのではないか。
- ⇒ 原子炉規制法においては、運転開始 40 年経過で廃炉しなければならないという制度とはなっておらず、運転の延長もできる制度となっている。

例えば、稼働から 50 年経過した時点で廃炉をするかどうか判断する場合に、事業者においては、一括費用計上を避けたいといったインセンティブは同様に働くと考えられる。需要家との関係だが、現行料金制度下で料金回収し得るものを対象と整理しているので、制度上料金回収できないものを新たに需要家負担にするというものではない。

制度の適用を希望しない場合もあるという点であるが、現在の料金制度においては、事業者においてコストが変わった場合に、リアルタイムで改定しなければならないということにはなっていない。場合によっては、全体の原価の状況を見ながら、事業者が改定をしないというケースも想定される。一般論としていえば、電気事業制度の建て付けとして、制度を使いうるとなっている中で、事業者が使うかどうか判断するということになっているものと承知（事務局）。

- ・ 事業者へのサポートのイメージという旨の発言があったが、廃炉が滞ることがあってはよくない。どのような問題意識でサポートという印象を持っているのか。
 - ・ 仮に、この制度がなければ、廃炉が進まなくなるというのはわかっている。ただ、一括費用計上をしないという意味で一時的にサポートになるのではという気がする。
 - ・ 資産計上するためには、費用回収の確実性が前提条件。
 - ・ 今回制度措置する際の会計制度の整理としては、すでにキャッシュアウトしていて、設備として貸借対照表に載っているものをどのように費用処理するかということと、今後のキャッシュアウトするものをどのように費用処理するかという二つの場合があると理解。
 - ・ 会計制度と料金制度は分けて考えるべき。回収可能かどうかは会計制度で決まるのではなく、料金制度で決まっていて、それを受けて会計制度でどのように表現するかということなので、合理的な説明可能なものとしては、事務局が提示した会計処理で整理できるのではないかと思う。
 - ・ 事故は対象にならないと明確に言っていたのでよかった。モラルハザードが起きないようにするのはよいこと。ある事業者が延長申請をしたものの、思い直して廃炉にする場合は対象にならず、稼働40年経過前に廃炉になった場合は対象になるという理解でよい。
- ⇒ 対象についてだが、特別点検を行い、その結果廃炉判断を行った場合に対象にならないとすれば、一旦特別点検を行った事業者は、何が何でも延長したいということになってしまう。財務会計上の理由から廃炉の判断についてゆがみが生じないようにすることを踏まえると、このようなケースを対象からはずすということにはならないという理解。事故によって廃炉となったもの以外は、基本的に全て対象となり得る。(事務局)。

2. 電気料金との関係

- ・ 今回の制度措置は、経過措置期間中は、託送回収はしないということか。経過措置料金は、全一般電気事業者が一斉に無くなるという可能性もあるが、競争が進展しないで、一部のエリアでは経過措置料金がなくならないということも排除されていないと理解しているが間違いないか。
 - ・ 例えば、関西電力管内で経過措置料金が先行してなくなった場合、関西電力管内のみで先行して託送で回収するということになるのか。それとも、一部の事業者が託送で回収ということとなれば、全ての事業者が託送で回収するということになるのか。
- ⇒ 経過措置料金がなくなる時期と、託送料金に移行する時期が一致するかもしれないし、一致しない場合もあると考えている。

本制度措置において、託送回収に移行する場合には、負担の在り方と合わせて議論を行うことになっているため、全需要家ではなくて、原子力の利用者には負担を求めるということであれば、経過措置期間の終了時期とあわせるというのは自然か

と考える。他方、仮に、そうではない場合も想定するとすれば、必ずしも経過措置料金の終了と一致させなければならないということはない。制度の詳細は今後適切なタイミングで議論を行う必要があると考えており、事務局としてどの時期にということを上申する状況にはないと考えている。託送料金に移行する際、少なくとも経済産業省の内部の決定で行われるということはない。

経過措置料金の撤廃方法については、現在のシステム改革において現在の一般電気事業者の区域毎に時期が違ふということはあるという前提。システム改革は全体のエネルギー政策での整合的に進めていく必要があるため、この議論を踏まえて、議論する必要がある（事務局）。

- ・ 託送料金で回収するという局面で、例えば、広く薄く負担ということとなると、明らかに消費者負担の配分が変わる。広く薄くというのは、明らかに事業者へのサポートだと思う。広く薄くだと負担が変わらないということにはならない。そういうことも考慮して電源の抛出を前提に議論をする必要がある。広く薄く負担することだと、公益電源化することが前提だと理解。公益電源化の議論はこの場では決められないし時間もかかる。ただし、この議論は安直にはできない。例えば、原子力で発電した電気の0.1%を日本卸電力取引所に出すことによって、公益電源化であるという整理だと困る。仮に、全部、日本卸電力取引所や相対取引で電気を出すこととなったとしても、安定供給上支障がないものと思っている。こういう考え方を前提とした委員が今回の制度を認めたということ記録しておいて欲しい。
- ・ 整理できるのであれば、負担は薄く広くするべきだと思う。少なくとも2016年4月全面自由化に前に整理することが必要ではないか。
- ・ 事務局提案の基本的な考え方は賛同。再生可能エネルギー、エリアをまたいでの競争、既存の会社のシェアの推移、卸売市場の活性化などと事業環境が変わっていく中において、安全に廃炉が行われていくことが重要と考えている。そのためには、費用の回収確実性が担保されることが重要。どの規制料金の中で回収するのかについては見通しきれないため、幅広い場合を考えて準備をしておくことが重要。

3. その他

- ・ 通常の製造業が工場をたてて、40年使って減価償却をしていたことを考えた場合、40年経過した時点で工場を閉鎖しても大丈夫のはずだが、原子力は60年動かすことが前提となっているから問題が起きてしまうのか。
- ・ 通常の製造業であれば、工場が壊れた費用を含めて商品の価格を自由に決めることができるが、それは電気事業者とは異なることではないか。
- ・ 原子力規制が変更され、稼働年数が60年から40年になったという経緯がある。

以上